

「司法警察職員捜査書類簡易書式例の適正な運用について」（概要）

捜査手続きの適正を担保しつつ、捜査能率の向上を図るため、検事総長指示による司法警察職員捜査書類簡易書式例の積極的な運用を推進するものである。

記

1 運用上の留意事項

簡易書式例は、司法警察職員捜査書類基本書式例に比して、記載の合理化が図られ、記載欄も必要最少限度に縮減されている。

- (1) 手持ち資料等から合理的に判断して、他に共犯者が無いものと思料し、簡易書式例による手続きを進めていたところ、途中から共犯者又は関連被疑者のある事件及びそのあることが予想される事件に該当してきた場合は、以後の書類は、すべて基本書式例によらなければならない。この場合において、それまで簡易書式例に基づいて作成された書類は、有効なものとして取り扱うことができる。

- (2) 簡易書式例と基本書式例との併用

対象事件で押収品等が多く所定記載欄に書ききれないような場合は、その部分の書類のみを基本書式例によっても差し支えない。

弁解録取書その他簡易書式例に定められていない書式を用いる場合には、基本書式例の様式を用いるものとする。